

外務委員会

外務調査室

I 所管事項の動向

1 ロシアによるウクライナ侵略と日露関係

(1) ロシアによるウクライナ侵略

ア 概況

2022年2月24日にロシアが「特別軍事作戦」と称してウクライナへの侵略を開始してから2023年9月24日で満1年7か月が経過した。

ウクライナ軍は、2023年6月上旬から同国の東部や南部でロシア軍に対する大規模な反転攻勢を開始したとされる¹。これに対してロシア軍は、ウクライナ南部の前線に強固な防衛線を構築している²。8月末以降、ウクライナ軍はロシア軍による防衛線の一部を突破したとされるものの、ロシア軍は要塞を建設するなどして防御を強化していると見られているほか³、東部では兵力を増強して攻撃を強めているとも報じられており、双方の攻防が激化している模様である⁴。

イ ロシアの動き

2023年6月、ロシアのプーチン大統領は、戦術核兵器のベラルーシへの搬入を開始し、年内には配備が完了するという見通しを示すなど、核による威嚇を一段と強めている⁵。また、7月、ロシアは、黒海を通じたウクライナからの穀物輸出に関する「黒海穀物イニシアティブ」への参加終了を決定した⁶。この決定によりウクライナからの穀物輸出が滞ることによって穀物価格が高騰し、途上国における飢餓が拡大することなどが懸念されている⁷。

ロシアはウクライナ侵略の長期化により、軍の弾薬不足が生じているといわれている⁸。同年9月、北朝鮮の金正恩国務委員長がロシアを訪問した際、約4年半ぶりに行われた露朝首脳会談では、旧ソ連の兵器を使用してきた北朝鮮からロシアへの武器供与等について協議された可能性が報じられている⁹。なお、上川外務大臣は記者会見において、同会談の結果について我が国政府としては答える立場にないとしつつも、北朝鮮との間の武器及び

¹ 『毎日新聞』(2023. 6. 10)、『読売新聞』(2023. 6. 10)

² 『読売新聞』(2023. 9. 10)

³ 『読売新聞』夕刊(2023. 10. 7)

⁴ NHKオンライン「ロシア軍 東部ドネツク州で兵力増強 ウクライナ軍との攻防激化」(2023. 10. 13) <<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20231013/k10014223701000.html>>

⁵ NHKオンライン「プーチン大統領『最初の戦術核兵器 ベラルーシ領内に搬入』」(2023. 6. 17) <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230616/k10014102011000.html>>

⁶ 外務省ウェブサイト「黒海を通じたウクライナからの穀物輸出等に関する4者(国連、トルコ共和国、ウクライナ及びロシア)合意『黒海穀物イニシアティブ』の終了」(2023. 7. 18)

⁷ 『日本経済新聞』(2023. 7. 19)

⁸ 『読売新聞』(2023. 9. 13)

⁹ 『読売新聞』(2023. 9. 14)、『朝日新聞』(2023. 9. 14)。プーチン大統領は首脳会談後のロシア国営テレビのインタビューで、北朝鮮との軍事技術協力の可能性について「制限があるが、議論する余地はある」旨述べた(『毎日新聞』(2023. 9. 14))。

関連物資の取引を全面的に禁止している関連の国連安保理決議¹⁰への違反に繋がる可能性を含め、懸念を持って注視している旨述べた¹¹。

ウ 国際社会の動きと我が国の対応

2023年5月19日から21日まで開催されたG7広島サミットには、ウクライナのゼレンスキー大統領も対面で参加した(21日の会合のみ)。同サミットの際に発出された「G7広島首脳コミュニケ」及び「ウクライナに関するG7首脳声明」では、ロシアによるウクライナ侵略を「可能な限り最も強い言葉で非難する」とし、対露制裁の強化に向けた取組やウクライナ支援の継続が明記された。我が国はウクライナに対し、無償資金供与や自衛隊の防弾チョッキ等の供与などの支援策を講じてきており、岸田総理は同月21日に開催された日・ウクライナ首脳会談において、トラックなど100台規模の自衛隊車両の提供等を表明したほか、ウクライナ軍負傷兵の自衛隊中央病院への受入れを伝えた¹²。

また、同年9月、林外務大臣は我が国の企業経営者と共にウクライナを訪問し、ゼレンスキー大統領との間で、同年7月にG7諸国とウクライナが発出した「ウクライナ支援に関する共同宣言¹³」に基づき、我が国とウクライナとの間における二国間文書を作成するための交渉を開始することで一致した¹⁴。なお我が国は、2024年の早い時期に「日・ウクライナ経済復興推進会議」の開催を予定している。

(2) 日露関係

我が国はロシアによるウクライナ侵略を「既存の国際秩序の根幹を揺るがす暴挙¹⁵」と厳しく非難している。その上で、他のG7諸国と足並みをそろえ、累次にわたり個人・団体等に対する資産凍結や輸出入禁止品目を拡大するなど、ロシアに対する制裁¹⁶を維持・強化している。2023年8月、経済産業省は、排気量1,900ccを超える乗用車(中古車を含む)など、750以上の品目を禁輸対象に追加した¹⁷。

一方、ロシアは、2022年3月7日、我が国を米国やEU加盟諸国等と共に、「非友好国」に指定し、同月21日には、我が国との平和条約交渉を継続する意思がないことを表明するとともに、北方領土をめぐる「ビザなし交流」と「自由訪問」の中止、共同経済活動に関

¹⁰ 北朝鮮の核・ミサイル開発を受けて同国に制裁を科す安保理決議は、2006年から2017年にかけての11年間で11本が採択されている。

¹¹ 外務省ウェブサイト「上川外務大臣臨時会見記録」(2023.9.13)

¹² 外務省ウェブサイト「日・ウクライナ首脳会談」(2023.5.21)

¹³ 共同宣言では、長期にわたる支援を明確にするため、G7各国はそれぞれの法律上及び憲法上の要件に従い、同宣言に整合的な安全保障上の取決めに関するウクライナとの交渉を立ち上げるなどが記されている。

¹⁴ 外務省ウェブサイト「林外務大臣によるゼレンスキー・ウクライナ大統領への表敬」(2023.9.9)

¹⁵ 外務省『外交青書2023』3頁

¹⁶ 我が国はロシアに対し、プーチン大統領を含むロシア政府関係者等の資産凍結などをはじめとする金融措置、機械類、金などのロシアからの輸入禁止やぜいたく品などのロシアへの輸出禁止などの貿易措置等の制裁を実施している。

¹⁷ 『産経新聞』(2023.8.9)。西村経済産業大臣は、2023年7月28日の記者会見において、この措置はG7諸国と連携したものである旨述べた(経済産業省ウェブサイト「西村経済産業大臣の閣議後記者会見の概要」(2023.7.28))。

する協議からの撤退を発表した¹⁸。2023年9月に就任した上川外務大臣は、同月14日の記者会見で、四島交流等事業¹⁹の再開は「今後の日露関係の中でも最優先事項の一つ」であるとして、特に墓参事業に重点を置き、ロシア側に再開を求める考えを示した。

日露関係の現状は漁業にも影響を及ぼしており、2023年1月、ロシア政府は、「北方四島周辺水域操業枠組協定²⁰」に基づく2023年分操業の交渉について応じない方針を我が国政府に伝えた²¹。当該交渉は同年9月時点でも行われていない²²。この状況に対して松野官房長官は、同月19日の記者会見において、現時点でロシア側から操業実施に向けた肯定的な反応は得られておらず、枠組協定の下での操業を早期に実施できるよう引き続き適切に対応していく旨述べた。

2 米国

(1) 日米関係

日米両国は、基本的価値及び戦略的利益を共有し、日米安保体制を中核とする強固な同盟関係にある。我が国は日米同盟を外交の基軸とし、地域情勢や安全保障、経済、地球規模課題等について、米国と緊密に連携して取り組んでいる。

2023年5月のG7広島サミットの際に開催された日米首脳会談では、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向けた協力を継続していくことを改めて確認したほか、米国の拡大抑止が日本の強化される防衛力と相まって、日本の安全及び地域の平和と安定の確保に不可欠な役割を果たすことを再確認した。また、インド太平洋経済枠組み（IPEF）について意見交換するとともに、岸田総理から、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）についての我が国の考えと取組を伝えた。

(2) 米中関係（台湾問題、先端技術分野をめぐる対立、人権問題）

米中関係は、2023年2月の偵察気球問題²³や3月末の蔡英文台湾総統の米国訪問などにより緊張が高まっていたが、5月以降、閣僚レベルの対面会談が重ねられている²⁴。バイデ

¹⁸ ロシアは、2022年9月3日付の政令で「ビザなし交流」と「自由訪問」に関する合意の効力を停止した。

¹⁹ 北方墓参、自由訪問、四島交流訪問・受入れ（患者受入れ、専門家交流を含む）を指す（外務省・前掲注15 143頁）。

²⁰ 正式名称は「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」。同協定は、北方四島周辺12海里水域における我が国漁業者の安全操業を確保し、海洋生物資源の保存、合理的利用及び再生産のための協力を目的として、1998年に日露両政府間で締結した。

²¹ 『毎日新聞』（2023.1.22）。ロシア側は我が国への報復措置である旨明らかにしている（共同通信 e-WISE「安全操業交渉拒否は報復 ロ外務省、日本制裁に反発」（2023.1.29）〈https://e-wise.kyodonews.jp/article/?id=2155376&utm_source=search&utm_medium=web〉）。

²² 『北海道新聞』（2023.9.20）

²³ 2023年2月、米国本土上空で中国の偵察気球が探知され米軍が撃墜した。米国は、明白な主権侵害であるとともに、国際法違反である旨を中国に伝達し、同月に予定していたブリンケン国務長官の訪中を延期した。これに対し中国は、民間の気象研究用の飛行船が不可抗力により迷い込んだ旨を主張し、米国が同気球を撃墜したことについて強い不満と抗議を表明した。（防衛省『令和5年版防衛白書』87頁）

²⁴ 主なものとして、5月のサリバンの大統領補佐官（国家安全保障担当）と王毅共産党政治局員の会談（オーストリア）、6月のブリンケン国務長官の訪中（習近平国家主席、秦剛国務委員兼外交部長等）、7月のイエレン財務長官の訪中（李強首相等）、8月のレモンド商務長官の訪中（李強首相、王文濤商務相）。なお、バイデン

ン大統領は、9月の国連総会における演説で、中国との関係について「競争関係が衝突に発展しないよう責任あるかたちで管理し、デカップリング（分断）ではなくデリスキング（リスク回避）を志向していく」とする一方、「航行の自由や経済における公正な競争条件といった問題では中国を押し戻していく」と述べており、11月に米国で開催予定のアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議に合わせた米中首脳会談が実現するかが注目されている。

台湾問題をめぐっては、9月に行われたサリバン大統領補佐官（国家安全保障問題担当）と王毅共産党政治局員兼外相の会談で、サリバン氏が「台湾海峡の平和と安定の重要性」を指摘し台湾周辺での中国軍の演習などに懸念を表明したのに対し、王氏は「台湾問題は越えてはならないレッドラインであり、米国は台湾独立を支持しないという約束を必ず実行しなければならない」と述べ、平行線をたどったと報じられている²⁵。

先端技術分野をめぐっては、2022年10月に米国は、中国の先端技術力の向上や軍事転用を防ぐため、中国向けの先端半導体やその製造装置の輸出を許可制とするなど輸出管理を強化した。他方、中国は2023年8月1日から半導体材料に使用される希少金属（ガリウム、ゲルマニウム²⁶）の輸出規制を実施しており、米国の輸出規制措置への対抗措置とみられている。

また、8月9日、米国は、半導体、量子情報技術、人工知能（AI）の3分野で、米国企業や米国人による中国への投資を規制すると発表した。米国政府は投資規制について、米国の投資が先端技術の中国国内での開発に寄与することを阻止し、輸出管理の効果を補完するものと説明している²⁷。実際の実施は、2024年以降となるとの見方もある。米国の発表に対し、中国は「措置を取る権利がある」との談話を発表し、対抗手段を検討していることを示唆している。

8月下旬のレモンド商務長官と王文濤商務相の会談では、貿易や投資に関する問題を協議する場を設置することに合意したが、レモンド商務長官は「安全保障上の問題に妥協の余地はない」とも述べており、規制の緩和・撤廃を求める中国との溝が埋まる見通しは立っていない²⁸。

米国は、先端半導体製造装置の輸出規制に関し、主要製造国である我が国及びオランダに同調を求めたとされ²⁹、我が国は、7月23日から先端半導体製造装置の輸出管理を強化した³⁰。輸出管理強化による我が国企業への影響が注視される。また、我が国は、ガリウムや

大統領は、9月のG20サミットの機会に李強首相と対話している。

²⁵ 「時事通信ニュース」（2023.9.18）

²⁶ 中国は、ガリウム（電気自動車用次世代パワー半導体等に使用）の世界生産量の98%（2022年）、ゲルマニウム（半導体素材、ペットボトル製造過程の触媒等に使用）の世界生産量の68%（2021年）を占める（『東京新聞』（2023.8.1））。

²⁷ JETRO「ビジネス短信」（2023.8.14）

²⁸ 『朝日新聞』（2023.8.29）

²⁹ 『日本経済新聞』（2023.1.29）

³⁰ 政府は、この措置は、安全保障上の理由から講じるもので、特定国を念頭に置くことなく、国際ルールに整合的であるとしている（西村経済産業大臣記者会見（2023.7.4））。オランダも9月1日から先端半導体製造装置の輸出管理規制を強化した。

ゲルマニウムの多くを中国から輸入しており、中国の輸出規制の動向も注視される。

米国は、投資規制についても、他国に同様の措置を導入するよう求めるとみられている。欧州連合（EU）では既に先端技術に関する域内企業の対外投資規制の検討が行われており³¹、我が国政府は、米国の投資規制について「規制の効果や影響も含めて、米国の今後の対応や検討状況について注視し、引き続き、よく意思疎通を図っていきたい」としている³²。

中国の人権状況をめぐっては、6月にブリンケン国務長官が訪中した際に、中国の新疆ウイグル自治区、チベット、香港などでの人権侵害について懸念を伝えた³³。なお、2022年2月1日の衆議院本会議において「新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案」が可決されている。同決議では、新疆ウイグル、南モンゴル、香港等における深刻な人権状況への国際社会の懸念を指摘し、我が国政府に対し、全容把握のための情報収集や救済に向けた施策の実施を求めている。

3 中国

(1) 日中関係全般

隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つである。両国間には、尖閣諸島情勢を含む東シナ海、南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや、中国による台湾周辺での一連の軍事活動、特に、排他的経済水域（EEZ）を含む日本近海への弾道ミサイルの着弾を含め、数多くの課題や懸案が存在している。岸田総理は、中国に対しては、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力するという「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していくとしている。

(2) 中国における邦人拘束事案

2023年3月、北京においてアステラス製薬の現地法人幹部である50代の男性が中国当局により拘束された³⁴。中国外交部は拘束の理由について「スパイ活動に関与し、反スパイ法などに違反した疑い」と述べているが、容疑の詳細は明らかにしていない。林外務大臣は、4月に日本の外務大臣として3年ぶりに訪中し、秦剛外相と会談した際に、拘束事案について抗議し、早期解放等を強く申し入れた。中国側はこれに応じず、9月中旬に中国当局が同幹部を刑事拘留したと日本側に伝えた。中国国内法により刑事拘留から37日以

³¹ EUが2023年6月20日に発表した「経済安全保障戦略」において、経済安保リスク対策として投資や輸出に対する制限などを強化するとしており、2023年末までに、EU企業による域外国での投資制限に向けた案等を提案する方針が盛り込まれている（JETRO「ビジネス短信」（2023.6.23））

³² 磯崎官房副長官記者会見（2023.8.10）（「時事ドットコム」（2023.8.10））

³³ JETRO「ビジネス短信」（2023.6.21）

³⁴ 中国では、2014年に「反スパイ法」が施行され、2015年以降、スパイ行為に関わったなどとして拘束された邦人は同幹部を含めて計17名になるとされるが、どのような行為が反スパイ法に違反するとみなされるのかは明らかでない。2023年7月にはスパイ行為の定義を拡大し、取り締まりを強化する「改正反スパイ法」が施行された。

内に逮捕するか決定するとみられている³⁵。2023年7月の「改正反スパイ法」施行により、恣意的な摘発・拘束が更に進むとの懸念が外資企業の駐在員に広がっている³⁶。

(3) ALPS 処理水の海洋放出

東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質に汚染された水について、我が国政府はトリチウム以外の放射性物質を規制基準以下までALPS等により浄化した水を海洋放出する方針を決定し、2023年8月24日に東京電力は海洋放出を開始した。

海洋放出に対して、中国は処理水を「核汚染水」と呼んで反対してきており、海洋放出開始後には日本産水産物を全面輸入停止する措置を取った。我が国政府は中国側に対し、日本産水産物の全面輸入停止措置の即時撤回を求める申し入れを行ったが、中国政府は世界貿易機関（WTO）に同措置は「中国の消費者の健康を守り、食品の安全を確保するため」決定したと通報し、これに対し、我が国政府はWTOに反論を書面で提出するとともに、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に基づき中国政府に討議の要請を行った。

9月に開催されたASEAN+3（日中韓）首脳会議（インドネシア）において、岸田総理はALPS処理水の海洋放出について説明するとともに、中国は「突出した行動」をとっていると批判した。中国の李強首相も海洋放出について「海洋環境と民衆の健康に関わる。」などと発言した³⁷。しかし、その後のG20ニューデリー・サミット（インド）等においては、李強首相の発言は抑制的であったとされる。

上記のASEAN+3首脳会議の直前に岸田総理は李強首相と「立ち話」を行い、ALPS処理水の日本の基本的な立場を説明し、日本産水産物の全面輸入停止措置の即時撤回を求め³⁸、李強首相は「国際的な義務を誠実に履行すべきだ」などと求めたとされる³⁹。岸田総理は11月に米国で開催されるアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議に際して習近平国家主席との首脳会談を模索しているとされる。10月23日には日中平和友好条約発効から45周年を迎える中、日中関係の改善がみられるか注目される。

4 朝鮮半島

(1) 韓国（日韓関係）

2022年5月に就任した尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領は、日韓関係の改善に強い意欲を示し、我が国との関係改善を積極的に進めている。旧朝鮮半島出身労働者（「元徴用工」）問題を巡っては、2018年に韓国大法院（最高裁）が被告の日本企業に賠償金の支払いを命じる判決を確定させていたが、2023年3月6日に、韓国政府は、その賠償金の相当額を韓国政府傘下の財団が支払うとした解決策を発表。支払いの財源は、当該日本企業を前提と

³⁵ 『東京新聞』（2023.9.21）

³⁶ 『産経新聞』（2023.7.22）

³⁷ 『朝日新聞』（2023.9.7）

³⁸ 各種報道による。岸田総理は記者会見で「ALPS処理水の我が国の基本的な立場について説明をした」と述べるにとどめており、外務省発表も同様である。

³⁹ 『毎日新聞』（2023.9.8）

しない民間企業からの寄付金によってまかなうとされた。これを受けて我が国政府は、韓国政府の措置について「日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価」とし、歴史認識については「1998年10月に発表された日韓共同宣言を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場、これを全体として引き継いでいる」と政府の立場を表明した⁴⁰。

同月16日に来日した尹大統領と岸田総理との間で行われた首脳会談において、両国首脳は、形式にとらわれずに両国の首脳が頻繁に訪問するシャトル外交の再開、日韓安全保障対話及び日韓次官戦略対話の早期再開⁴¹、日韓間で経済安全保障に関する協議を立ち上げること⁴²等で一致した。5月7日には、我が国の内閣総理大臣として約5年ぶりに岸田総理は韓国を訪問し、約12年ぶりにシャトル外交も本格化することとなった。同月21日には、我が国政府の招待によりG7広島サミットに参加するため、尹大統領が来日し、岸田総理と共に韓国人原爆犠牲者慰霊碑に献花を行った。

本年3月以降、日韓間では、9月までに6回に上る首脳会談が実施されたほか、軍事情報包括保護協定(GSOMIA)の正常化⁴³や日韓双方による輸出管理の運用の見直し⁴⁴、通貨交換(スワップ)協定再開の合意がされる⁴⁵等、関係改善に向けた動きが続いている。

尹大統領は、日米韓の安全保障協力を重視するなど、民主主義や自由を重視する国々との連携強化を目指す「価値観外交」を展開しているとされる⁴⁶。2023年6月に尹政権が発表した「国家安保戦略」では、我が国を「普遍的価値を共有し、安保・経済など多様な分野で協力する近しい重要な隣国」と位置付けている⁴⁷。日米韓の枠組みにおいては、同年6月の日米韓防衛相会談において、北朝鮮のミサイル警戒情報のリアルタイム共有について、今後数か月中に初期的運用を開始することで合意した。また、同年8月には、ワシントン郊外の米大統領山荘キャンプ・デービッドにて、日米韓首脳会合が開催され、日米同盟および米韓同盟の戦略的連携を強化し日米韓の安全保障協力を新たな高みへと引き上げること、首脳級を始めとする少なくとも年に一度の日米韓の幅広いレベルの会合を定例化すること等で一致した。

また、韓国は、日中韓サミット⁴⁸の議長国として、同会合の年内実施を目指しているとき

⁴⁰ 首相官邸ウェブサイト「旧朝鮮半島出身労働者問題についての会見」(令5.3.6)

⁴¹ 日韓安全保障対話に関しては、2023年4月17日に2018年3月以来5年ぶりに開催された。また、日韓次官戦略対話に関しては、2023年10月5日に2014年10月以来9年ぶりに開催された。

⁴² 日韓経済安全保障協議の第1回会合は、2023年5月3日に、日韓双方の国家安全保障当局のトップの間で実施され、サプライチェーンの強靱化など連携強化で一致した。

⁴³ 2023年3月21日、韓国政府は、2019年に文在寅前政権が破棄を通告した後に「効力停止」とされ不安定な状況にあったGSOMIAについて、正常化することを決定し、日本側に書面で伝えたと発表した(『読売新聞』(2023.3.22)、『産経新聞』(2023.3.22)等)。

⁴⁴ 2023年3月6日、韓国政府は、我が国の輸出管理措置に対して行っていたWTO紛争解決手続きを中断すると発表した。4月24日には、輸出手続きを簡略化する「優遇国」に我が国を再指定したと発表した(『朝日新聞』(2023.4.25)等)。

⁴⁵ 2023年6月29日、7年ぶりに開催された「日韓財務対話」で、8年ぶりに再開することで合意された。

⁴⁶ JIJI.COMウェブサイト「尹氏、「価値外交」で日米と連携 支持率は歴代最低水準—大統領就任1年・韓国」(2023.5.10)、『東京新聞』(2023.5.24)等

⁴⁷ 『産経新聞』(2023.6.8)、『日本経済新聞』(2023.6.8)、『毎日新聞』(2023.6.9)等

⁴⁸ 日中韓サミット：日中韓三国が独立して3国の持ち回りで開催する首脳会議。2019年12月に開催されて以降開かれていなかったが、今回の議長国は、韓国となっている。

れる⁴⁹。2023年9月の日中韓高級事務レベル協議では、なるべく早期で適切な時期の日中韓サミットの開催に向けて取り組むことで一致した。

日韓間は関係改善の傾向にある一方で、韓国海軍艦艇による自衛隊機への火器管制レーダー照射事案⁵⁰や慰安婦問題⁵¹、竹島問題など、依然として様々な懸案がある。「元徴用工」問題について韓国政府は、政府傘下の財団から原告に賠償金の相当額を支払う解決策を示したが、韓国では政権交代があると問題が再び蒸し返されるおそれも指摘されている⁵²。

(2) 北朝鮮（核・ミサイル開発、拉致問題）

北朝鮮は、過去6回の核実験に加え、核兵器の運搬手段となる弾道ミサイル発射を強行してきた。2021年1月には、米国本土が入る射程1万5千キロ圏内の命中率の向上、大陸間弾道ミサイルの開発促進、軍事偵察衛星の運用等を含む「国防5か年計画」を発表しており、特に2022年は1年間で少なくとも31回（59発）と、かつてない高い頻度で弾道ミサイル等の発射を繰り返している⁵³。

北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し、国連安全保障理事会は、2006年から2017年にかけての11年間で11本の北朝鮮に対する制裁決議を採択しており、また、G7外相及びEU外相は、北朝鮮による大陸間弾道ミサイル（ICBM）等の発射を非難するG7外相声明を繰り返し発出している⁵⁴。本年8月には、国連安全保障理事会で北朝鮮の人権状況を協議する公開会合⁵⁵（以下「公開会合」という。）が開かれ、米国や日本などは、北朝鮮は貧困や栄養失調にあえぐ国民には資金を投じずに兵器開発に充てていると指摘し、会合に続いて50か国以上が参加して北朝鮮を非難する共同声明⁵⁶を発表した。

北朝鮮はこれまで中国を後ろ盾としてきたが、近年はウクライナ侵攻により国際社会からの非難を受けるロシアとの関係を深めており、本年9月には約4年半ぶりに露朝首脳会談を実施した。同会談では、北朝鮮が2回連続で打上げに失敗している軍事偵察衛星の開発支援などについて協議したとみられている⁵⁷。

拉致問題については、2002年に北朝鮮が初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから20年以上が経過したが、その後、新たな拉致被害者の帰国は実現していな

⁴⁹ 『日本経済新聞』（2023.9.26）、『東京新聞』（2023.9.26）等

⁵⁰ 2023年6月4日に約3年半ぶりに開催された日韓防衛相会談では、日韓防衛当局間の懸案について、両国の防衛当局間で再発防止策を含めた協議を加速化することで一致した。

⁵¹ 韓国の市民団体により、いわゆる「慰安婦像」が、ソウルの在韓国日本大使館前（2011年）及び在釜山総領事館に面する歩道（2016年）につくられており、我が国政府が撤去を求めている（外務省ウェブサイト）。韓国のほか、一部の国・地域でも「慰安婦像」の設置などの動きがある（外務省・前掲注15 38頁-39頁）。

⁵² 『読売新聞』（2023.3.17）、『読売新聞』（2023.4.27）等

⁵³ 防衛省発表による。弾道ミサイルの可能性のあるものも含む。なお、本年における北朝鮮による弾道ミサイル等の発射は、少なくとも15回（22発）である（2023年10月1日時点）。

⁵⁴ 本年においては、3月19日、7月13日、8月24日の計3回発出している（2023年10月1日時点）。

⁵⁵ 北朝鮮の人権状況を協議する会合は、2014年～2017年まで公開で開いていたが、中国とロシアの反対などを受けて近年は非公開で開催されており、公開会合は約6年ぶりとなる。（『日経新聞』（2023.8.18夕刊））

⁵⁶ 現理事国の中でも、中国、ロシア、ブラジル、ガボン、ガーナ、モザンビーク、アラブ首長国連邦の7か国は、今回の共同声明には入らなかった。（『日経新聞』（2023.8.18夕刊））

⁵⁷ 『東京新聞』（2023.9.14）

い。北朝鮮は、2014年に拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した（ストックホルム合意）ものの、2016年の北朝鮮による核実験等を受け日本が独自の制裁実施を発表したことに対し、調査の全面中止等を一方的に宣言した。

本年5月、岸田総理は、日朝首脳会談を早期に実現すべく首相直轄のハイレベルで協議を行いたいと表明した。また、8月の公開会合において、日本の石兼国連大使は拉致問題について「緊急性は明白である。国際社会が一丸となって、拉致被害者1人ひとりの迅速な帰還を実現するよう強く求める」と訴えた。さらに、同月に行われた日米韓首脳会合において3か国首脳が合意したキャンプ・デービッド原則には「我々は、拉致問題、抑留者問題及び帰還していない捕虜の問題の即時解決を含め、人権・人道問題に取り組んでいく」との文言が盛り込まれた。拉致問題は基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題であるとともに、時間的な制約のある人道問題であり、一日も早い問題解決が求められている。

5 開発協力大綱の改定

外務省は、2015年の改定時からの大きな情勢の変化を踏まえ、時代に即した形で開発協力の在り方をアップデートし、開発協力を一層効果的・戦略的に実施するために、我が国の開発協力政策の理念や原則等を定める開発協力大綱の改定を行うことを発表した。改定作業は、外務大臣の下に設置した有識者懇談会、NGOや経済団体等との意見交換、パブリックコメント等を経て行われ、2023年6月9日、政府は新たな開発協力大綱を閣議決定した。

新たな大綱の主なポイントとしては、開発協力を「外交の最も重要なツールの一つ」と位置付け（図表1 I. 1.）、対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7%とする国際的目標⁵⁸を念頭に、ODAを拡充する方針が示されたことが挙げられる（同 III. 3.）。さらに、一部の新興ドナー国⁵⁹による債務持続可能性への配慮が十分でない借款の供与は、開発途上国の自立的・持続的成長につながらないと指摘し（同 I. 1.）、我が国としては、債務の罍や経済的威圧を伴わず、途上国の自立性・持続性を損なうことのない協力を実現するとしている（同 I. 3.）。このほか、相手国の要請を待たずに、我が国の強みを活かした協力メニューを積極的に提案するオファー型協力⁶⁰の強化が打ち出された（同 III. 1.）。

（図表1）開発協力大綱の概要

I. 基本的考え方

1. 策定の趣旨・背景
2. 開発協力の目的
3. 我が国の開発協力がよって立つ基本方針

II. 重点政策

1. 新しい時代の「質の高い成長」と貧困撲滅
2. 平和・安全・安定した社会の実現、自由で開かれた国際秩序の維持・強化
3. 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

III. 実施

1. 効果的・戦略的な開発協力のための3つの進化したアプローチ
2. 開発協力の適正性確保のための実施原則
3. 実施体制・基盤の強化
4. 開発協力大綱の実施状況に関する報告

（出所）外務省ウェブサイトを基に当室作成

⁵⁸ 我が国ODAの対GNI比は0.34%である（2021年）。

⁵⁹ 巨額のインフラ支援を実施し、返済に行き詰った途上国への影響力を高めている中国が念頭に置かれているとされる（『朝日新聞』（2023.6.10））。

⁶⁰ 2023年9月15日、外務省は開発協力におけるオファー型協力に係る戦略文書を公表し、戦略的にODAを

これに対して、開発協力を外交のツールだと強調するあまり、これまで相手国に寄り添ってきた我が国に対する信頼を傷つけることのないようにすべきとの指摘⁶¹や、大綱に記された開発途上国との「対等なパートナーシップ」や「対話と協働」という理念を踏まえ、オファー型協力の強化によって、我が国の都合を押し付けることにならないようにすべきとする指摘⁶²も見られる。

6 政府安全保障能力強化支援（OSA）の創設

日本政府は、「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に置かれる中、日本にとって望ましい安全保障環境を創出するためには、日本自身の防衛力の抜本的強化に加え、同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上が不可欠」とし、こうした目的を達成するため、政府開発援助（ODA⁶³）とは別に、同志国の安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラ整備等を行う、軍等が裨益者となる無償資金協力の枠組みとして「政府安全保障能力強化支援（OSA⁶⁴）」を設けることとした。

OSAは、国家安全保障戦略（2022年12月16日閣議決定）に盛り込まれ、令和5年度外務省予算に20億円が計上されている⁶⁵。本年4月5日には国家安全保障会議において「政府安全保障能力強化支援の実施方針」が決定された（主な内容は図表2参照）。

（図表2）「政府安全保障能力強化支援の実施方針（2023年4月5日国家安全保障会議決定）」の主な内容

<p>(1) 支援対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>安全保障上の能力強化を支援する意義ある国に対し軍等が裨益者となる協力を行う</u> ● <u>無償による資金協力であることに鑑み、原則として開発途上国を対象</u> 	<p>(3) 実施上の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>防衛装備に当たるか否かを問わず、類似の理念に基づく「防衛装備移転三原則⁶⁶」及び同運用指針の枠内で協力を実施</u> ② <u>相手国における民主化の定着、法の支配、基本的人権の尊重の状況や経済社会状況を踏まえた上で、我が国及び地域の安全保障上のニーズや二国間関係等を総合的に判断して対象国を選定</u> ③ <u>適正性及び透明性確保の観点から、情報公開の実施、評価・モニタリングの実施とその結果についての情報開示、供与後の目的外使用の禁止を含む適正管理、国連憲章の目的及び原則との適合性を確保しつつ協力を実施（案件毎にこれらの点を含めた国際約束を締結）</u>
<p>(2) 支援分野</p> <p>以下のような、<u>国際紛争の直接の関連が想定しがたく、OSAの目的達成にとって意義のある分野に限定して協力を実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>法の支配に基づく平和・安定・安全の確保のための能力向上に資する活動</u> ② <u>人道目的の活動</u> ③ <u>国際平和協力活動</u> 	

（出所）外務省資料等を基に当室作成

実施していくことが特に求められている①気候変動への対応・GX、②経済強靱化、③デジタル化の促進・DXの分野において「オファー型協力」を実施していくこととしている。

⁶¹ 北岡伸一「新興国・途上国 欧米流の手法に不信感」『読売新聞』（2023.6.18）

⁶² 『朝日新聞』（2023.6.19）

⁶³ 正式名称（英語）：Official Development Assistance

⁶⁴ 正式名称（英語）：Official Security Assistance

⁶⁵ 令和5年度予算においては、現在、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ及びフィジーを対象に警戒監視等の海洋安全保障分野の能力向上に資する資機材の提供を想定した専門的な委託調査が実施されている。政府は、これらの調査を踏まえて具体的な協力案件を形成するとしている。（第211回国会衆議院安全保障委員会議録第9号11頁（令5.4.18）今福外務省大臣官房参事官答弁）

⁶⁶ 防衛装備移転三原則は、2013年12月に閣議決定された国家安全保障戦略に基づき、防衛装備の海外移転に関して武器輸出三原則などに代わる新たな原則として2014年4月に策定された文書である。日本政府は、「防衛装備の移転にかかる具体的な基準や手続、歯止めを今まで以上に明確化し、内外に透明性をもった形で明らかにするもの」と説明している（防衛装備庁ウェブページ「防衛装備移転三原則について」）。

OSAについては、他国軍の能力向上への関与は間接的に国際紛争を助長するおそれがあること⁶⁷、支援対象国が戦闘状態や政権交代が起きた場合に、供与した資機材等が本来の目的と違った使われ方をする懸念があること⁶⁸が指摘されている。

7 インド太平洋地域における経済連携をめぐる動き

2018年12月に発効したCPTPP⁶⁹は、TPP⁷⁰に署名した米国以外の11か国の間において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進め、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等の幅広い分野で新たなルールを構築するための法的枠組みについて定めたものである。CPTPPは、経済成長の推進力としての経済的意義や、インド太平洋地域の安定に貢献する自由で公正な経済秩序を構築するという戦略的意義を有している⁷¹。

CPTPP第5条（加入）において、国又は独立の関税地域は、CPTPPの効力発生の日の後、締約国との間で合意する条件に従ってこの協定に加入することができることとなっている。これまでにCPTPPへ加入申請した国等は、英国、中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ、ウクライナであり、このうち、全ての締約国の同意の上、TPP委員会⁷²が加入手続開始を決定したのは英国のみである。

2021年2月にCPTPPへの加入を申請した英国に対し、同年6月TPP委員会が加入手続開始を決定、2023年7月に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書」への署名が行われた⁷³。これを受けて我が国政府は、第212回国会に同議定書を提出する予定である。

CPTPPへの新規加入については、広域経済連携協定であるRCEP⁷⁴の締約国である中国が、更にCPTPPに加入することによる貿易拡大に期待の声がある⁷⁵が、協定の市場アクセス⁷⁶等の高いレベルを完全に満たすことができるかについて見極める必要がある⁷⁷と我が国政府は述べている。

また、米国は2017年に、TPPを離脱した後も依然としてCPTPPへの加入には慎重

⁶⁷ 『毎日新聞』（2023. 4. 6）

⁶⁸ 遠藤乾東京大学大学院教授『朝日新聞』（2023. 4. 6）

⁶⁹ 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）。原締約国は11か国（日本、豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、メキシコ、ニュージーランド、マレーシア、ペルー、シンガポール、ベトナム）である。

⁷⁰ 環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership Agreement）。

⁷¹ 前掲注15 274頁

⁷² CPTPPに基づく、同協定の運営等に関する最高意思決定機関。

⁷³ 英国の加入により、CPTPPの市場規模は世界全体のGDPの12%から15%に拡大する。

⁷⁴ 地域的な包括的経済連携協定（Regional Comprehensive Economic Partnership）。参加国は、ASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド。世界全体のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める。なお、交渉を離脱したインドについて、将来的な加入を円滑に行うこととしている。

⁷⁵ 『日本経済新聞』（2023. 3. 30）

⁷⁶ 日本の工業製品に対する参加国の関税撤廃率はCPTPPでは99.9%、RCEPでは91.5%である。（『東京新聞』（2022. 5. 24））

⁷⁷ 第211回国会衆議院外務委員会議録第7号2頁（令5.4.14）日下部外務省大臣官房審議官答弁

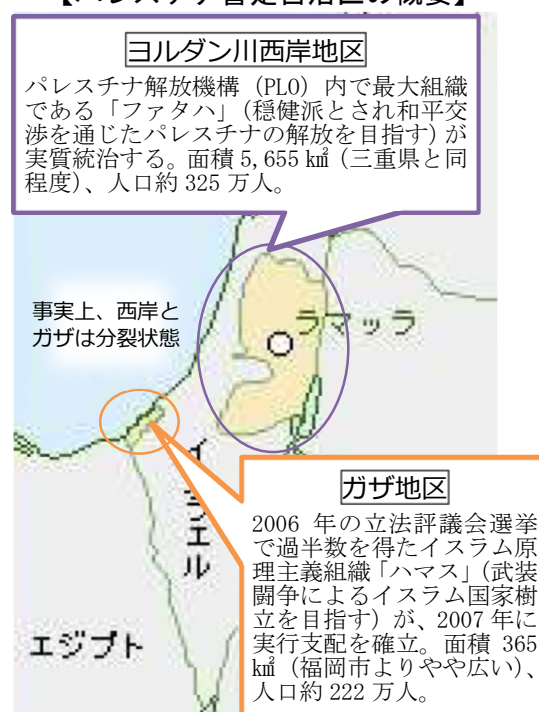
な姿勢を維持しているが、2021年にバイデン大統領は、インド太平洋地域における重要物資の供給網などの共通課題に対する具体化を進めるため、TPPに代わる、関税撤廃を伴わない枠組みの創設を提唱した。そして、2022年5月、①公平で強靱な貿易、②強靱なサプライチェーン、③インフラ、脱炭素化、クリーン・エネルギー及び④税・反汚職の4つの分野を交渉の対象として協議を開始することで合意し、バイデン大統領は東京でIPEF⁷⁸の立上げを宣言した。2023年5月、②の分野について重要物資の供給網を強化する「IPEFサプライチェーン協定」を実質的に妥結した。②の分野を除く3分野について、2023年11月のAPEC首脳会議が開かれるタイミングでの合意を目指している⁷⁹。

IPEFは、関税の撤廃・引下げを通じた市場アクセスの改善の分野を交渉の対象としていないため、米国などの参加国の市場への輸出拡大につながらず、実利が少ないことや、一部の分野への参加を留保⁸⁰することが可能であるため経済連携における効果が限定的であることなどが課題として指摘されている⁸¹。

8 イスラエル・パレスチナ情勢

2023年10月7日、パレスチナ武装勢力（ハマス及びイスラム聖戦）が、ガザ地区からイスラエルに向けて多数のロケット弾を発射するとともに、イスラエル領内に越境攻撃を行った。同日、イスラエル国防軍は、報復としてガザ地区への空爆を実施した。イスラエルのネタニヤフ首相は「戦争状態にある」との声明を発出した⁸²。9日、イスラエルのガラント国防相は、ガザ地区への電気、食料、水、ガスの供給の停止を宣言した⁸³。13日にはイスラエル軍がガザ市の住民に対し、24時間以内のガザ北部からの退避を勧告しており⁸⁴、全面的な地上侵攻への懸念が強まっているとされる⁸⁵。

【パレスチナ暫定自治区の概要】



（出所）外務省ウェブサイト に当室加筆
（『朝日新聞』（2023.10.11）、NHKウェブサイト「イスラエルにイスラム組織「ハマス」が大規模攻撃 何が起きた？」等を参照）

⁷⁸ インド太平洋経済枠組み（Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity）。現時点での参加国は14か国（日本、米国、豪州、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナム）である。なお、カナダの参加に向けた協議が継続されている（共同通信ウェブサイト「共同 e-WISE」2022.12.15）。

⁷⁹ 『読売新聞』（2023.9.21）

⁸⁰ インドは、貿易の分野に関する交渉への参加を見送った（JETRO「ビジネス短信」2022.9.15）。

⁸¹ 『毎日新聞』（2022.5.23）等

⁸² NHKウェブサイト「イスラエルにイスラム組織『ハマス』が大規模攻撃 何が起きた？」（2023.10.10）
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/international_news_navi/articles/qa/2023/10/10/35010.html>
（2023.10.16閲覧）

⁸³ 『毎日新聞』（2023.10.10夕刊）、『日本経済新聞電子版』（2023.10.9）等

⁸⁴ 『読売新聞』（2023.10.14）、『日本経済新聞』（2023.10.14）、『朝日新聞』（2023.10.14）

⁸⁵ 『日本経済新聞』（2023.10.16）

今回の衝突では、ハマスによって外国人を含む 100 人以上が人質として拘束されており⁸⁶、18 日の報道によると、戦闘による死者はイスラエル側で 1,400 人以上、パレスチナ人が少なくとも 3,000 人に上っている⁸⁷。また、ガザ地区では、1 週間で少なくとも 110 万人が避難を余儀なくされ⁸⁸、電気や水、食料等を止められるなど、人道危機が深刻化している⁸⁹。

我が国政府は 7 日、攻撃を非難し双方に自制を求める外務報道官談話を発出、8 日に岸田総理大臣は「X」(旧ツイッター) にハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへの攻撃を「強く非難する」と投稿した⁹⁰。

イスラエルに在留する邦人の国外退避については、14 日に、我が国政府が手配したチャーター機で邦人 8 人がドバイへ退避したほか、韓国軍輸送機で邦人 51 人がソウルへ退避している⁹¹。また同日、我が国政府は、イスラエル国に滞在する邦人等の輸送準備のため、航空自衛隊輸送機をジブチ共和国に移動させ、待機することとした⁹²。

II 第 212 回国会提出予定条約等の概要

1 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書（仮称）

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定への英国の加入のための条件等に関する法的枠組みについて定める。

（参考）継続法律案等

○ 特定人権侵害行為への対処に関する法律案（松原仁君外 5 名提出、第 208 回国会衆法第 60 号）

諸外国の人権状況が国際社会全体の正当な関心事であること等に鑑み、特定人権侵害行為への対処に関し、各議院等による特定人権侵害行為に係る事案調査のための報告要求等必要な事項について定める。

内容についての問合せ先 外務調査室 近藤首席調査員（内線 68460）
--

⁸⁶ 『読売新聞』（2023. 10. 11）

⁸⁷ NHK ウェブサイト「【随時更新】バイデン大統領 ヨルダン訪問延期 ガザ病院爆発で」（2023. 10. 18）
<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231018/k10014228531000.html>>（2023. 10. 18 閲覧）等

⁸⁸ 同上

⁸⁹ 『読売新聞』（2023. 10. 14）

⁹⁰ 12 日の記者会見で松野官房長官は「テロ攻撃を断固として非難する」とした。NHK ウェブサイト「【更新・解説】イスラエル・パレスチナ情勢 日本の対応は」（2023. 10. 16）<<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/102944.html>>（2023. 10. 16 閲覧）なお、パレスチナ・ガザ地区における人道状況の悪化を踏まえ、上川外務大臣は、17 日、ガザ地区の一般市民に対する支援として、国際機関を通じ、総額 1,000 万ドル規模の緊急人道支援を実施する考えを示した。（外務省ウェブサイト「上川外務大臣会見記録」（2023. 10. 17））

⁹¹ 『読売新聞』（2023. 10. 15）、『産経新聞』（2023. 10. 15）

⁹² 「在イスラエル国邦人等輸送準備のための国外待機について」（令和 5 年 10 月 13 日 防衛省）